

- ① [1]法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組
[2]日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組

- ② 身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援(金銭管理等)・意思決定支援に関する取組

- ③ [1]寄付等による多様な主体の参画を促す取組
[2]支援困難事案に都道府県等が関与する取組

- 新**
[1]包括的な相談・調整窓口の整備
[2]総合的な支援パッケージを提供する取組

対象地域

【面積】37.75km²
【人口】10,395人
【うち65歳以上】3,712人
【高齢化率】35.7%

※令和7年12月31日時点

背景・経緯

- 検討開始時期：令和6年2月
- 取組開始時期：令和7年1月
- 開始に至る経緯：近年は施設系サービスへの依存が徐々に高くなってきており、高齢化率の上昇に伴い高齢独居世帯の割合も増えていることから、家族の介護力の弱さや地域での支え合いの仕組みが乏しいことが伺える。住み慣れた地域で生活を継続できるよう、生活支援サービスを始めとする支援の充実を図っていくことを課題と認識。独居高齢者や関係機関を対象としたアンケートを実施した結果、見守りや死後事務等のニーズがあることがわかり、事業を開始。

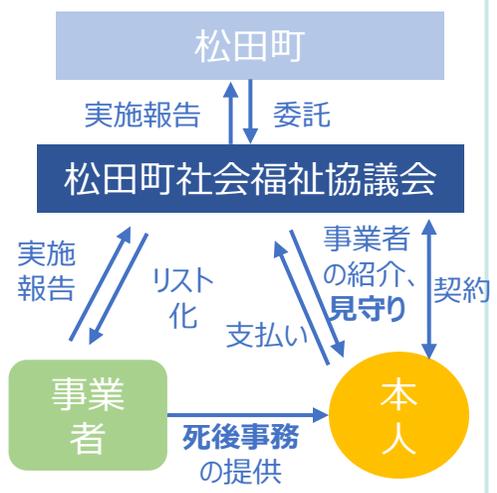
事業概要、実施スキーム

【事業概要】
町内在住の身寄りのない高齢者等がいつまでも安心して地域で暮らせるよう、定期的な見守りサービス、死後事務手続きサービスを提供するほか、オプションサービスとしてアパート等の解約、家財等の処分も行う

①見守りサービス：利用者の状況に応じた、定期的な電話連絡や自宅の訪問
②死後事務手続きサービス：預託金の範囲内で葬儀・納骨、行政機関などへの届出、公共料金の精算など必要経費の支払いの支援。

- 【利用者の要件】**
以下の全てに該当する松田町民
- ✓ 満65歳以上
 - ✓ 負債がない方、生活保護を受給していない方
 - ✓ 支援可能な親族がない方（※戸籍謄本にて確認）
 - ✓ 町内に住所を有し居住している1人暮らしの方
 - ✓ 事業内容を理解する判断能力がある方
 - ✓ 契約時に必要な預託金が支払える方

【夜間・休日等の緊急連絡先及びその対応】
基本的には平日対応を想定（夜間、休日の緊急対応は要検討）



ステークホルダーの役割

【管理監督団体】
①松田町
○実施主体
○松田町社会福祉協議会に委託
○松田町社会福祉協議会からの実施報告受付

②松田町社会福祉協議会（委託先）
○利用者からの求めに応じて事業説明等
○利用者の相談対応、見守り
○死亡後の死後事務手続き
○事業者の履行報告受付
○松田町への実施報告

【葬儀会社、家財処分業者等】
○見積もり対応、利用者の希望に沿ったサービスの実施
○社協への実施報告

【利用者（町民）】
○情報収集、松田町、社会福祉協議会等に相談
○預託金を社会福祉協議会に預け、見守り支援や死後事務支援を受ける

基本指標 (R7.12時点)

【自治体】松田町

- ・ 予算：4,458千円 (令和7年度)

【相談・契約対応者の体制】

- ・ 常勤：1人 (日常生活自立支援事業、法人後見事業等を兼務)
- ・ 非常勤：なし
- ・ 相談対応者の要件：特になし
- ・ 利用者負担 (目安)：無料

【日常生活支援・死後事務支援対応者の体制】

- ・ 常勤：1人
- ・ 非常勤：1人 (一般事務を兼務)
- ・ 相談対応者の要件：特になし
- ・ 利用者負担 (目安)：初期事務手数料：20,000円 (税込)
年間利用料12,000円 (税込) /年
預託金① (死後事務費用) 200,000円以上
預託金② (葬儀・火葬・納骨等) 業者見積額
預託金③ (家財処分等) 業者見積額 ※オプション

【事業の実績】(令和6年度/令和7年度12月まで)

- ・ 新規相談人数：6人/2人
- ・ 新規契約者数：0人/1人
- ・ フォロー中人数：0人

工夫、配慮等

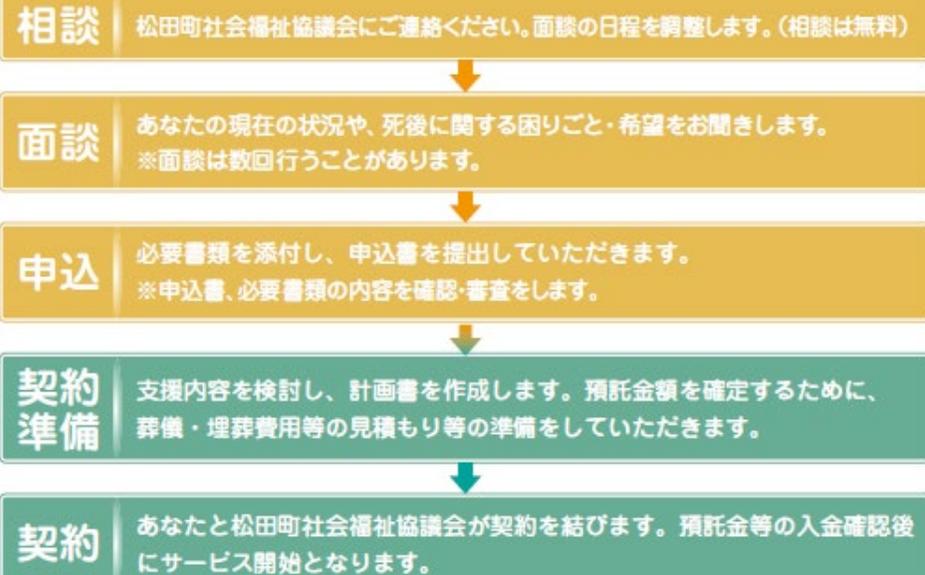
【工夫・配慮】

- ・ 意思確認や判断能力の確認を特に配慮して行っている。面談を複数回行う等、理解できているか確認しているほか、本人の意思決定能力に疑義があった際は、他機関の担当者 (ケアマネジャーや地域包括支援センター職員等) と同行し、複数で確認する体制を取っている。
- ・ 死後事務支援に当たって親族等とのトラブルを避けるため、預託金の精算後の引受人より同意書ももらっている。
- ・ 事業の適正な運営のため、社会福祉協議会顧問弁護士への相談や審査会にてチェックできる体制となっている。(預託金の残りや遺贈の申し出への対応など)町と社会福祉協議会とで定期的な連絡会を開催し、執行状況や課題の共有を図っている。

【効果】

- ・ 契約には結びついていないが、遺言執行者を本人が指定することが難しい場合は、相談内容に応じて土業に繋ぐことができた。

利用の流れ



契約準備からサービス開始まで

3～6カ月程度

現状の課題、今後の展開

- ・ 意思決定支援においては、本人の意思決定を引き出すことが難しいケースがある。特に関係機関を通じて相談が入るケースについては、本人の事業理解と意思確認を行うため継続した関わりが必要。認知症とは言えないが新しい情報が入りにくいケースなどもあり判断の目安があるとよい。
- ・ 財源の確保と人員不足が大きな課題である。丁寧な意思決定支援を行うために現行の体制でどこまで対応できるか、どの業務を優先し、どこに追加的な資源を投入するかを、時間をかけて慎重に検討する必要がある。
- ・ カードタイプやA4サイズの登録カードを作成し、本人の財布や目につきやすい場所に掲示してあるが、実際本人が亡くなった際、本会にスムーズに連絡が入るかが分からない。
- ・ 死後事務として担う範囲を明確にする必要がある。